

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No.19

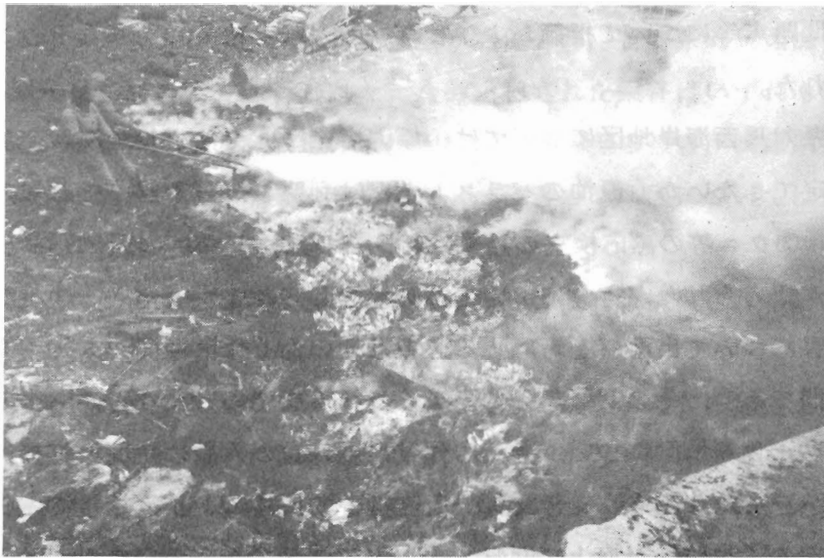
東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033



57.3 発行



油汚染のり網の焼却(愛知県鬼崎漁協地先)

も く じ

I	中央審査会の動き	2
II	地方審査会の動き	6
III	評議員, 中央審査会委員の異動	9
IV	オイルボール等漂着状況調査結果の要約	10
V	漁業公害に係る地方公益法人(地方基金) 等の実態調査結果について(前号の続き)	18
VI	雑感—漁業補償とその配分について— (大津昭一郎)	23

I 中央審査会の動き

○ 昭和56年度第4回中央審査会

昭和56年12月4日本年度第4回の中央審査会が開催された。認定審議に先立ち委員長の互選が行われ、浜崎委員が選任された。

今回上程された案件は、漁業被害関係2件と防除清掃のみのももの8件で、漁業被害については長崎県対馬西海岸地区の定置網漁業、イカ釣漁業およびハマチ、タイ養殖業の被害と愛知県常滑市地区ののり養殖業の被害であった。

長崎県対馬西海岸地区の件と広範囲に亘り汚染され防除清掃を行った高知県土佐湾地区については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。会議では、次のような問題点等について指摘および審議検討された結果、別表(その1)のとおり決定された。

- (1) 長崎県対馬西海岸地区については①原因者について油の投棄海域、油種等ある程度推定できないか(原油のバラストとだけ判明しているが、それ以外は不明である)。②ウニ等の感応検査の結果はどうだったか(ウニの殻に一部油の付着したものが認められたが、身について油臭は感じられなかった)。③小型定置網の休漁被害について出漁率を考慮する必要はないか(休漁期間が8~10日間という短期間であり、その間気象条件もよく出漁可能であったことから全期間とした)。
- (2) 高知県土佐湾地区については、①作業出勤人員の人数、時間の把握はどうやっているか(県の水産業改良普及員、漁連担当職員等により確認している)。②海上保安部の巡視船等が海上で回収ネット等で回収できなかったか(海上が時化であったこと、油がタール状であったのでネットで回収できる状態でなかった)。

○ 昭和56年度第5回中央審査会

昭和57年1月30日第5回中央審査会が開催され、鹿児島県徳之島地区等8件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回は、鹿児島県下の喜入石油基地および県栽培漁業センターの現地視察を兼ねて、現地で審査会が開催された。上程された案件は漁業被害関係2件と防除清掃のみのももの6件であった。漁業被害については、広島県福山市地区と愛知県南知多地区ののり養殖業の被害で、いずれも地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では次のような問題点等について指摘および審議検討された結果、別表（その２）のとおり決定された。

- (1) 広島県福山市地区については今年の単価が異常に安い（例年は１２～１５円だが今年は漁期当初極端に色落ちしていたこと、気候が温暖で葉体が伸び過ぎ製品が悪かったこと等による。）
- (2) 愛知県南知多地区については、①抑制網の生産減は考えなくてよいか（生産に入っている網ではないので、生産網とは区別して考えた）。②抑制網の生産減については今後の検討課題とすべきだ。

○ 昭和５６年度第６回中央審査会

昭和５７年２月２５日第６回中央審査会が開催され、長崎県対馬西海岸地区等３件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程された案件はいずれも漁業被害関係のもので、長崎県対馬西海岸地区はハマチ、タイ養殖業の被害、兵庫県洲本地区と愛知県常滑市地区はのり養殖業の被害であり、後者の２地区については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点等について指摘および審議検討された結果、別表（その３）のとおり決定された。

- (1) 長崎県対馬西海岸地区については、①この地区は毎年被害の発生が多いが（海流地形の関係が油に限らず漂着物が多く、昨年度から４回の被害を受けている。）②生簀網の間隔はどのくらいか（稚漁の段階は網の目合も小さいので頻繁に行われるが、１２月頃は２ヶ月に１回程度となり、この事故の時は替網の時期ではなかった。）
- (2) 兵庫県洲本市地区については、①替網の購入単価には旅費、運賃等購入のための経費も含めるべきではないか（その問題も含め替網のみかたについては検討の余地があるので、今後事務局で問題点を整理したうえで専門委員会で検討していきたい。）②汚染物の処理は組合役員が行ったということだが人件費をみることに問題はないか（非常勤の組合役員であり問題はない。）
- (3) 愛知県常滑市地区については、①１日ののり処理枚数が兵庫は３万枚、愛知は１万枚と差がある理由は何か（１人当り柵数が愛知は１００～１２０柵、兵庫は３５０柵ということと愛知の場合全自動乾燥機が普及していないなどによる。）

油濁基金だより

〔その１〕 昭和５６年度第４回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
兵庫県 赤穂地区	56.7.13	不明	赤穂市御崎海岸	赤穂漁協
長崎県 対馬西海岸地区	7.19	船舶	対馬西海岸一帯	厳原, 唐崎, 綱島, 峰町 西部, 上県町漁協
長崎県 上対馬地区	7.31	不明	琴漁協地先海岸	琴漁協
高知県 土佐湾地区	8.31 9.4	船舶	土佐清水及び須崎～芸西 村に至る海岸	芸西漁協外20漁協
愛知県 常滑市地区	9.17	不明	常滑, 小鈴谷漁協のり漁 場	常滑, 小鈴谷漁協
神奈川県 横須賀市地区	9.24	船舶	東部漁協地先のり漁場	横須賀市漁協
愛知県 常滑市地区	9.30	不明	鬼崎漁協地先のり漁場	鬼崎, 常滑漁協
鹿児島県 種子島地区	10.9	〃	南種子町漁協地先海岸	南種子町漁協
沖縄県 本部地区	10.22	〃	本部漁協地先海岸	本部漁協
鹿児島県 種子島地区	11.3	〃	西之表市東海岸及び馬毛 島海岸	西之表市漁協
計				

〔その２〕 昭和５６年度第５回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
鹿児島県 徳之島地区	56.10.26	不明	天城町漁協地先海岸	天城町漁協
〃	11.4	〃	徳之島漁協地先海岸	徳之島漁協
沖縄県 勝連地区	11.5	〃	勝連漁協地先海岸	勝連漁協
広島県 福山市地区	11.20	〃	走島漁協地先のり漁場	走島漁協
千葉県 木更津地区	11.27	船舶	牛込漁協地先のり漁場付 近	牛込漁協
愛知県 南知多地区	12.5	不明	日間賀島, 篠島漁協地先 のり漁場	日間賀島, 篠島漁協
沖縄県 宮古島地区	12.6 12.8	〃	池間, 平良市漁協地先海 岸	平良市池間漁協
鹿児島県 徳之島地区	12.13	〃	伊仙町漁協地先海岸	伊仙町漁協
計				

主な被害内容	申請		認定		備考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除清掃	—	270,040	—	270,040	
定置網,イカ鉤及びハマチ,タイ養殖業の被害	7,111,798	13,794,330	7,101,808	13,794,330	重複労務費 △ 9,990 円控除
防除清掃	—	183,660	—	183,660	
”	—	14,039,377	—	14,039,377	
のり養殖業の被害	3,752,685	—	3,752,685	—	
防除清掃	—	193,625	—	193,625	
”	—	955,520	—	955,520	
”	—	4,390,720	—	4,390,720	
”	—	1,934,160	—	1,934,160	
”	—	4,661,380	—	4,661,380	
漁業被害2件 防除清掃9件(1)	10,864,483	40,422,812	10,854,493	40,422,812	()は漁業被害を伴う もので内数である。

主な被害場所	申請		認定		備考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除清掃	—	2,820,060	—	2,820,060	
”	—	831,850	—	831,850	
”	—	514,520	—	514,520	
のり養殖業の被害	21,711,357	874,600	21,668,164	874,600	重複労務費 △ 43,193 円控除
防除清掃	—	170,020	—	170,020	
のり養殖業の被害	30,502,677	—	30,485,071	—	重複労務費 △ 17,606 円控除
防除清掃	—	6,331,221	—	6,331,221	
”	—	551,100	—	551,100	
漁業被害2件 防除清掃7件(1)	52,214,034	12,093,371	52,153,235	12,093,371	()は漁業被害を伴う もので内数である。

〔その3〕 昭和56年度第6回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発 生 場 所	関 係 漁 協
長崎県 対馬西海岸地区	56.12.12	船 舶	峰町西部, 上県町漁協地 先海岸	上県町, 峰町西部, 伊奈 漁協
兵庫県 州 本 地 区	56.12.17	”	東由良漁協地先のり漁場	由良町中央, 由良, 東由 良漁協
愛知県 常滑市地区	57. 1.10	不 明	小鈴谷, 常滑, 鬼崎漁協 地先のり漁場	小鈴谷, 常滑, 鬼崎漁協
計				
56年度累計				

Ⅱ 地方審査会の動き

昭和56年度のり養殖の漁期に入り, 11月広島県福山市地区, 12月愛知県南知多地区, 兵庫県州本地区で, また昭和57年1月になって愛知県常滑市地区, 兵庫県神戸市地区, 愛媛県魚島地区で相ついで養殖のりに係わる油濁事故が発生した。下記の通りそれぞれの県で地方審査会が開催され, その検討結果が中央審査会に報告された。

(1) 広島県漁場油濁被害等認定審査会

開 催 月 日	審 査 内 容
第1回 昭和56年12月18日	昭和56年11月20日, 福山市走島漁協地先袴島 周辺のり漁場にB重油の経時変化したと思われる 油が流入し, 折から生産中の養殖のり, 施設に被害を 与えた。組合では関係機関に通報するとともに合同で 被害調査を実施し, 汚染のり網の撤去, 施設の払拭作 業を行った。 被害区分; のり網撤去による生産減, 替網購入費 用, 油汚染乾のり, のり簀の廃棄, 漁場 復旧費用, 汚染物処理費用, 防除清掃
第2回 昭和57年1月19日	

主な被害内容	申請		認定		備考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
ハマチ、タイ養殖業の被害	円 876,407	円 2,188,140	円 876,407	円 2,188,140	
のり養殖業の被害	88,020,613	—	87,922,989	—	重複労務費 △ 97,624円控除
”	26,064,727	—	26,038,002	—	重複労務費 △ 26,725円控除
漁業被害3件 防除清掃1件(1)	114,961,747	2,188,140	114,837,398	2,188,140	
漁業被害12件 防除清掃39件(6)	200,417,229	80,307,076	200,178,267	80,307,076	

(2) 愛知県漁場油濁被害等認定審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和57年1月21日	<p>昭和56年12月5日南知多町篠島、日間賀島漁協地先ののり漁場にC重油の廃油が流入、養殖のり、施設に被害を与えた。組合では関係機関に通報するとともに合同で被害調査を実施し、汚染のり網の撤去、生のりの廃棄、施設の払拭作業を行った。</p> <p>被害区分； のり網撤去による生産減、汚染生のりの廃棄、抑制網の管理費、施設（のり網）の被害、漁場復旧費用、汚染物の処理費用</p> <p>また、昭和57年1月10日常滑市小鈴谷、常滑鬼崎漁協のり漁場に廃油が流入、養殖のり、施設に被害を与えた。各組合では関係機関に通報するとともに合同で調査した結果、油汚染乾のりも発見され、汚染のり網の撤去、生のりの廃棄、施設の払拭作業を行った。</p> <p>被害区分； のり網撤去による生産減、油汚染生のり、乾のりの廃棄、施設（のり網）の被害、漁場復旧費用、汚染物処理費用</p>
第2回 昭和57年2月18日	

(3) 兵庫県漁場油濁被害等認定審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和57年2月9日	<p>昭和56年12月17日洲本市由良地区（由良中央、東由良、由良（漁協）のり漁場にC重油のピルジと思われる油が流入、生産中ののり、のり網に被害を与えた。組合では関係機関に通報し、合同で調査、協議した結果、のり網5,456枚が汚染していることが判明、全面撤去した。</p> <p>被害区分； のり網撤去による生産減、替網購入費用、廃棄網代、漁場復旧費、汚染物処理費</p> <p>また、昭和57年2月22日神戸市須磨沖のり漁場に廃油が流入、養殖のり、施設に被害を与えた。組合では関係機関とともに現在被害状況、被害額について調査中。</p>
第2回 昭和57年2月20日	
第3回 昭和57年3月24日	

(4) 愛媛県漁場油濁被害等認定審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和57年2月17日	<p>昭和57年1月17日越智郡魚島村漁協高井神島周辺のり漁場に廃油と思われる油が流入し、養殖のり、施設に被害を与えた。組合では関係機関に通報するとともに合同で調査した結果、1,050冊の原藻を摘採廃棄し、うち810冊の網を撤去した。</p> <p>被害区分； 生のりの廃棄、のり網撤去による生産減、施設（のり網）の被害、漁場復旧費、汚染物の処理費</p>
第2回 （未定）	

Ⅲ 評議員，中央審査会委員の異動

評議員の異動

昭和57年3月18日開催の昭和56年度第5回理事会において，成田寿治評議員の辞任に伴う後任の評議員として小幡八郎氏を委嘱することが承認された。

新	旧
小 幡 八 郎	成 田 寿 治
石油連盟環境安全委員会 副委員長（㈱鹿島石油専務取締役）	石油連盟環境安全委員会 委員長（㈱極東石油副社長）

中央審査会委員の異動

昭和56年10月13日開催の昭和56年度第3回理事会において，岩崎京至委員の辞任に伴う後任の委員として 前田 優氏を委嘱することが承認された。

新	旧
前 田 優	岩 崎 京 至
(財)漁船海難遺児育英会専務理事 (前 当基金専務)	当基金専務 (前 日本水産資源保護協会常務理事)

Ⅳ オイルボール等漂着状況調査結果要約

この報告は、昭和55年1月～12月に発生した原因者不明油濁事故のうち、当基金に報告のあった57件の調査結果の要約である。

1 概 説

(1) 概 況

昭和55年(暦年)において、本基金に報告された原因者不明による油濁による漁業への影響件数は表1にみるように57件である。うち、油が漁場及びその附近に漂流・漂着して、防除・清掃したもの(以下防除・清掃)44件、漁業施設・生産物等に直接被害を与えたもの(以下漁業被害)3件、防除・清掃も行い、また漁業施設・生産物等に直接被害を与えたもの、つまり併合した被害(以下併発)をうけたもの10件である。

これに対して、その費用及び損害金として認定され支払われた金額(以下認定額)は2億55百万円に及ぶ。1件平均4百万円余となる。これを、さきに述べた防除・清掃と漁業被害に分けると、前者は2百万円余、後者は11百万円余と実に前者の5倍余となっている。これは防除・清掃関係ではほとんど労務費が中心であるが、漁業被害では漁具・漁網・生産物被害が含まれているからである。

防除・清掃などに動員された作業員は延べ21,371人である。漁業被害については、よごれた漁網の撤収、油のついた生産物の焼却等に作業員が動員されているが、ここには計上されていないので、これを含めると25千人以上となろう。

油の回収量は1,013トンである。この重量はゴミも含め、また吸着マットの重量も含まれているし、さらに洋上回収もあるので、油だけの回収量ではない。また回収したゴミ含みの油を実際に計量器にかけたわけでもない。目分量で計ったものの集計である。

油の回収「ナン」が13件あるのは、洋上で航行拡散したもの及びのり

表 1 総 合

都道府県 名	発 生 件 数				認 定 金 額 (千円)			作業人員	回 収 量		
	計	防除 清掃	漁業 被害	併発	計	防除・清掃	被 害		ト ン	不 明	ナ シ
総 計	57	44	3	10	255,031	109,713	145,318	21,371	1,013.0	4	13
青 森	1	1			759	759	—	147	0.5	—	—
岩 手	1	1			802	802	—	78	0.5	—	—
千 葉	5	4		1	11,252	658	10,594	73	0.1	1	4
東 京	4	2	1	1	44,299	2,073	42,226	416	11.5	—	1
石 川	1	1			706	706	—	280	4.0	—	—
福 井	1			1	8,923	1,666	7,257	539	24.5	—	—
愛 知	1			1	13,311	1,973	11,338	226	—	—	1
三 重	1	1			354	354	—	37	—	—	1
兵 庫	2	1		1	3,196	780	2,416	111	4.1	—	—
鳥 取	1	1			380	380	—	81	7.0	—	—
広 島	3	2		1	1,234	581	653	33	—	1	2
香 川	2	1	1		7,843	95	7,748	31	—	1	1
山 口	1	1			444	444	—	58	1.2	—	—
福 岡	2	1	1		1,654	156	1,498	38	0.9	—	1
長 崎	2	1		1	90,663	34,961	55,702	6,099	521.5	—	—
大 分	1			1	4,363	561	3,802	121	—	—	1
佐 賀	1	1			330	330	—	66	3.0	—	—
熊 本	1	1			84	84	—	6	—	—	1
鹿 児 島	15	14		1	24,937	24,062	875	5,102	131.5	1	—
沖 繩	11	10		1	39,497	38,288	1,209	7,829	302.7		

養殖の被害で、油が原藻やのり網に付着したもので油の計量不能のものである。

(2) 発生件数の推移

原因者不明油濁事故の発生件数は、昭和52年73件、53年101件、54年76件、55年57件である。昭和53年をピークとして年々減少

している。(表2)

しかし、これは本基金に報告されたものだけなので、わが国全体としての油濁の傾向を示したものではない。

そこで、海上保安白書によってわが国近海における油濁汚染発生確認件数の推移をみると図1のとおりである。これによると、昭和48年の2,060件を最高にして年々減少を続け、昭和53年1,099件、54年1,257件、55年1,228件と、昭和53年頃から横這いを続けているとみてよい。

これと比較して、本基金への発生報告件数は53年をピークにして一貫して減少している。油濁という点では共通しているが、調査方法や調査対象が両者の間では異なるので、直接比較することはできないが、おおよそつぎのことが考えられる。

第1は、海上保安白書による48年以降の減少、53年からの横這いについては、48年の石油ショック以降、日本経済が安定成長へと転換し、工業活動が高度成長時のように活発ではなくなったこと、したがって石油の消費量が減少し始めたこと、これに加えて省エネルギー体制が浸透したことなどによる。二つには、環境保全の意識が広範囲に広がり且つ高まってきたこと、及び海上保安庁による取締りが強化されてきたことなどによる。

これに対して、本基金の発生報告件数が53年にピークであったことは、この救済制度の下部への浸透が十分に達したことによる。

第2は、油濁汚染発生確認件数の横這いに対して本基金の発生報告件数の一貫した減少は、法則性あるものとは思えない。ただ一つ、可能性ある推測は、防除・清掃関係についてである。すなわち、オイルボール等が海岸に漂着する毎に清掃をしていたか、オイルボールの常襲地帯では、漂着毎に清掃すると手間ひまがかかるので、若干の日数をおいてつぎの漂着をまって清掃する場合が多くなってきたのではないかと思われることである。例えば、冬季の休漁中にオイルボールが漂着しても、漁業被害に関係しないと思われるので、しばらく様子を見て、漁が始まる直前に清掃をす

表 2 年次別被害区分別認定金額

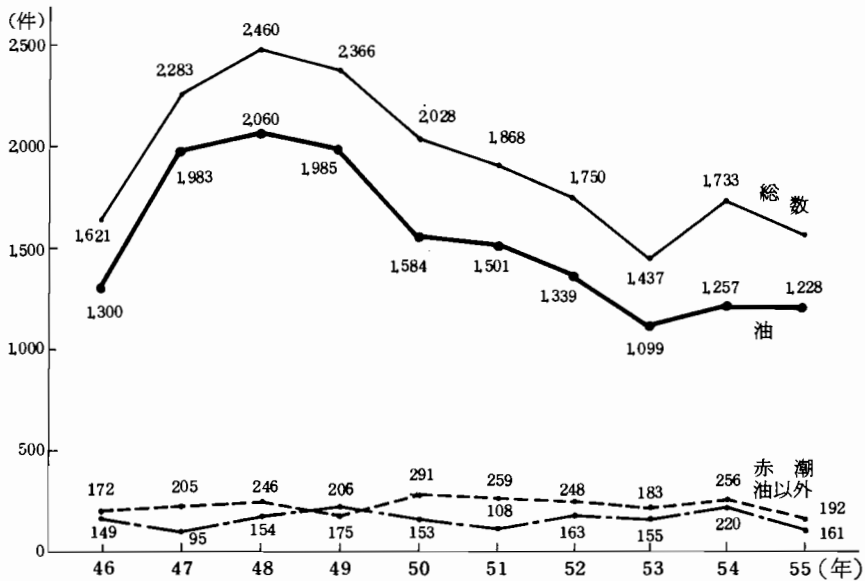
— 暦年 —

年次	発生件数				認定額 千円			平均(併発を含む)		
	総数	防・清	被害	併発	総数	防・清	被害	総平均	防・清	被害
昭 5 2	73	61	—	12	200,296	104,515	95,781	2,744	1,432	7,982
5 3	101	86	5	10	203,130	115,806	※87,324	2,011	1,206	5,822
5 4	76	68	1	7	303,558	143,770	159,788	3,994	1,917	19,974
5 5	57	44	3	10	255,030	109,714	145,316	4,474	2,032	11,178

※(1) 原因者について係争中の四十万川漁協地区発生の漁業被害3,483千円を含む。

(2) 4捨5入の関係で表1と一致しない。

図 1 海洋汚染の発生確認件数の推移



(注) 海上保安白書より作成

る。その間に少し位い漂着しても放置しておく。つまり、労働力を合理的に使い、防除・清掃費を節約的に使用するといった合理的作業方法をとっているからではないかと思われるのである。こうした合理的作業方法を、経験を積むにしたがって、とるようになってきたということだ。

(3) 被害認定額の推移

表2により被害認定額（以下認定額）の推移をみると、昭和52年・53年約2億円，54年3億円，55年2億55百万円である。

まず、認定額について簡単な説明が必要だろう。これは、被害額そのものではないということだ。防除・清掃はそれにかかった労務費と資材費、運搬費、焼却費等の直接的費用のみであって、防除・清掃作業のため休漁したといった休漁被害、漁協職員の連絡やら書類作りのためのいわば臨時作業費等などの間接的・波及的被害は導入してない。また作業費も全国統一賃金であって、その地域の賃金水準を用いていない。

漁業被害についても、直接的被害のみであって、漁協・漁連の収入になる筈の販売手数料等は含まれていない。また、いわゆる後遺症による被害も含まれていないのである。

一言でいえば、認定額は被害補償金ではないということである。

さて、表2に戻って、被害件数は減少しているが、認定額は減少せず、どちらかという増加しているといつてよい。したがって、1件当りの認定額は増加している。

この増加の理由を述べる前に、被害区分別の発生件数と認定額の関係について注意を述べる必要があるだろう。認定額は、2つに分れていることは前述したが、防除・清掃の被害と漁業被害（漁具・生産物被害）が併発した場合、その認定額はそれぞれの項目毎に決定される。したがって、表2において、認定額の平均は総発生件数の平均であるか、防除・清掃費、被害（漁業被害認定額）の平均は、該当する件数の平均である。例えば、昭和55年において「防・清」の認定額平均は、「防・清」44件と「併発」10件の計54件の平均である。

以上の点を注意して、認定額増加の理由を述べると、つぎのようになれる。

第1に、防除・清掃関係では、一つには、年々作業労賃が上昇していること、二つには前述で推測したように、常襲地帯において作業合理化のためオイルボールの漂着状況を考慮しながら作業するので、1件当たり作業量が増大していることである。

第2は、漁業被害関係であるが、漁具、漁網等の資材、生産物の市場価格が年々上昇していることである。

第3は、最近の動きであるが、漂流油の範囲が小さい場合、洋上で回収したり、拡散したりして被害を防止していることである。このことが、一方では発生件数の減少につながっているが、他方で、そのようにしても防止できないもの、故に漂流範囲が大であるものが漁場に流入したり、海岸に打上げられたりしている。つまり、1件当たりの漂流、漂着規模が大きくなっているのではないかということである。

(4) 油濁事故発生の地域別特徴

表1に戻って、都府県の発生件数をみると鹿児島、沖縄、千葉、東京、福岡、長崎及び瀬戸内海の諸県に多い。この傾向を明らかにするため過去3ヶ年にわたる発生件数を地図上におとしてみると、図2の通りであって、つぎの三つの大きな傾向を知る。

- ① 沖縄、南西諸島、伊豆七島のように黒潮に沿った地域
- ② 対馬、五島列島、九州北西部の地域
- ③ 東京、伊勢湾及び瀬戸内海の地域

まず、①についてであるが、この地域は黒潮が島々を洗う地域であると同時に、タンカールートでもある。つまり常襲的に油濁事故の発生し易い地域といえることができる。

ところで、この点に関し来住史郎氏（中央漁場油濁被害等認定審査会委員、日本船主協会法規専門委員）は次のように指摘している。

「現在、沖縄諸島を初めとし、伊豆七島周辺の黒潮海流に沿った諸島は、

近年廃油ボールの漂着が増加し、海岸線を汚染、磯建網、流し網等にまで被害が続発している。これら被害の多くは、台湾沖のタンカーからのスラッジ不法投棄に起因しているのではないかと考える。

台湾は世界有数の船舶スクラップ市場であり、タンカー不況の今日、世界各国から老令船タンカーが台湾に売られ、スクラップ化されており、スクラップ化に当り、ガスフリー（油艙に充満するガスの放出）を行う際に生ずる大量の廃油・スラッジは、台湾に於ては、日本の様に廃油処理施設が完備されておらず、海洋投棄が行われているのが実態である。これら大量のスラッジは黒潮に乗って日本に漂着していると考えられる。」（「油濁基金だより」№15 8ページ～9ページ）

②については、対馬、五島列島、九州北西部の地域は、対馬海流の北上する地域であり、且つ朝鮮海峡に沿った場所でもある。これについても来住氏はつぎのように述べている。

「日本の公害罰則は他国と比較にならない金額である。隣国の韓国に於てすら日本の罰金の2.7倍の罰金が科せられている。（注：日本の場合徴役6ヶ月以下、罰金30万円以下、韓国の場合最高2,000万ウオン＜800万円＞）したがって、韓国の造船所に入渠するタンカーは、韓国領海を離れた日本海で廃油・スラッジを不法投棄することも考えられ、本年（昭和55年）3月宍岐・対馬に漂着した原因者不明の大量の排油は、これら行為とも推察される」（前掲書11～12ページ）

前記の①の場合を含めて、しかし、これらの地域の油濁事故のすべてが台湾・韓国近海に発生源をもつものといいきることもいまのところでできない。

日本近海において日本船の不法投棄の現場が発見されたという例もあり、また年間3億キロリットル近い原油を輸入している日本であり、また一般貨物の輸出入も世界有数の量に上り、それだけ船舶の通行量も多いのだから日本近海での石油流出事故が少いとは言えないのである。

さて、③の東京・伊勢湾・瀬戸内海の場合は、いうまでもなく、これらの地域は一大工業地帯であり、かつ日本有数の「のり」養殖地帯である。

つまり一方においては、絶えず油濁の危険にさらされており、他方ではいわゆる浮流し方式の普及等により、のり漁場は航路近くまで展張し、絶えず被油される危険性をもっている。しかも、のりの場合、うすい油膜でも原藻にかかると製品としての価値を失うという油に弱い商品性をもっている。このような関係で、のり養殖地帯であって、工業地帯をひかえているこれら地域において油濁事故発生件数、とくにのり養殖被害が多いのである。

(5) 2つの特徴

昭和55年に発生した油濁事故について、特徴的なことを2つあげよう。

第1は、被害を未然に防止した例であり、第2は、わずか5件の油濁が昭和55年油濁の認定額・作業員・回収量の大部分を占めていることである。

まず第1についてであるが、これは漁場に流入または流入しつつある漂流油を海上にて吸着マット・中和剤を使用して回収したり、あるいは航行拡散するものである。このようにして防除した例は8件あり、うち4件は千葉県である。千葉県においては、昭和55年油濁発生件数5件のうち4件も被害発生を未然に防止し得たのである。このことは千葉県漁業環境整備基金を中心とした漁協・県・海上保安部との関係組織が出来上っていることと無関係ではあるまい。

第2の5件の油濁とは、千葉県金田・牛込、東京都八丈島、愛知県鬼崎・大野、長崎県五島・平戸・対馬、沖縄本島東海岸の各地区である。この5件で、昭和55年認定総額2億55百万円の67パーセント1億72百万円を占める。このうち漁業被害は1億18百万円である。

さらに、防除・清掃に従事した員数及び油の回収量では、長崎・沖縄両県の2件だけで、全国総数の過半数または過半数に近い数字を示しているのである。

このことは、油濁事故の増減は、発生件数の増減よりその内容の程度にあることを示すものであろう。海上保安白書にみるように油濁発生件数は減少しているのであるが、それが必ずしも漁業被害の多少の指標とはなり

得ない。わずか5件の油濁事故発生で、57件の認定額の過半数を占め、わずか2件の長崎・沖縄の事故で57件の作業従事員数・油の回収量の過半数近くを占めるという実態こそが問題なのである。

V 漁業公害に係る地方公益法人（地方基金） 等の実態調査結果について一前号の続き一

（水産庁研究部漁場保全課）

1. 今後の問題点

これまでみて来たように、現在（昭和55年度）23県で28基金が設立（設置）されているが、その契機についてはそれぞれその地域の特性により異っており、目的、事業内容、規模等も一様ではない。

また、現にある基金についてもその運営に当たって、事業の拡大や財源の確保等の問題をかかえているものもあり、さらに、近い将来同種の基金を設立（設置）する方向で検討を進めている都道府県もあると考えられるので、今後の問題点として考えられるいくつかの点について整理すると次のとおりである。

(1) 基金の位置づけについて

各基金に共通していることは、本格的な200海里時代をむかえ、国民食糧としての水産物の安定的供給源として、沿岸漁業の重要性が従来にも増して高まっているという基本認識であり各種の要因による沿岸漁場の荒廃が沿岸漁業を振興する上での様々な障害になっていることに対する危惧感である。

しかも、漁業公害問題、漁場環境問題の中には、①本来行政的対応を必要としながら、規模が小さいなどの理由により行政措置の対象とされていないもの、②中央段階での適当な行政手法がないため放置されているもの、③特殊な地域問題であるため、一般的な行政措置の対象とされないもの、

なども多くあり、これらの諸問題に対する適切な対応が強く望まれているところである。

その意味で、各基金が、これらの問題に対して、その運用財産を恒常的財源として、きめ細く、継続的に一定の対処を行うことは極めて意義のあることである。そして、このことを通じて、基金が国及び地方公共団体の行政措置の補完的機能を果たすことにより、より総合的な沿岸漁業振興策及び漁業公害対策の推進の一端を担うものとしての位置づけが明確になると考えられる。

こうした位置づけを基金がもっとすれば、当然、適正な規模の財源の確保と事業内容の充実、これを支える組織体制の確立が求められることとなり、都道府県及び市町村、漁業団体等との緊密な連携のもとにその運営が行われることが必要となる。

さらに、財源確保の面からみて、条件さえ整えば、関係企業からの拠出についても検討されて然るべきであるが、この場合、次のような点についても十分考慮する必要がある。

(2) 企業からの拠出金の受入れについて

① 先にみたように、企業からの拠出金を受入れる形態としては、基本財産（基金）への受け入れが多い（一部には、事業費収入として受け入れているものもある）が、現実には、企業からの拠出金を受け入れている基金は、全体の約4割である。

近い将来、受け入れることを検討している基金もあるが、将来にわたっても一切企業からの拠出は求めないことを明らかにしている基金もある。

そもそも、企業からなんらかの拠出を求め、受け入れるという場合には、当該企業がその地域において事業活動を行うことによって、周辺漁業に対して、すでに一定の影響を及ぼしているか、影響を及ぼす可能性が強いということが前提となると考えられる。したがって、企業からの拠出金を受け入れるに当たっては、こうした周辺漁業への影響に対する

代価としての側面があることを十分に考慮して行われなければならないと考えられる。しかも、企業活動によるその地域における社会的経済的な影響は漁業にかかるものだけに限られないことは明らかであり、さらには、現時点で表面に現われている影響でおし測れない面もあることを十分に検討の上、対処することが必要である。

また、受け入れる額についても、当該基金の費用に占める割合があまり過大にならないよう配慮することも、基金の運営の面からみて必要であろう。

- ② 以上のことふまえた上で、現実企業から拠出金を受け入れるに当たって問題となるのは、企業の出す拠出金が、企業にとって税法上の「損金」として扱えるかどうかである。拠出する企業の側としては、それが好意として拠出する側面が強いとしても“税の負担までして出したくない”というのが卒直なところであり、この点で、現在企業からの拠出金を受け入れている基金及び所管する都道府県において、かなり苦慮しているところである。

現行法では、法人税法及び租税法及び租税特別措置法にこれらの税法上の処理規定が定められているが、その運用については、かなり厳格に行われており、具体的な適用に当たっては、企業の出す拠出金の性格を明確にし、当該基金の事業内容、財源措置及び財務処理等を十分に整えて対応する必要がある。

特に、租税特別措置法第66条の12に規定されている「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」については、この趣旨の一つが「公害の発生による損失を補てんするための業務又は公害の発生の防止に資するための業務等の特定の業務を行うことを主たる目的とする公益法人等が管理する当該業務に係る基金（長期間（5年超）にわたって使用され、又は運用される基金）に充てるための負担金を法人（企業等）が支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」とされていることから、各基金にお

いて、活用できる規定であると考えられる。

しかし、本規定の適用を受けるに当たっては、大蔵大臣による公益法人等及び当該基金の指定を受ける必要があるが、政令によりいくつか要件が定められており、この要件すべてを備えていないと適用を受けられないこととなっている。

この要件を要約すると、当該業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることを満す必要から、第1に当該基金の額の相当部分が国又は地方公共団体により交付されているものであること、第2に、当該公益法人等の事業計画が国又は地方公共団体の承認を受けるべきこととされていること、第3に、当該公益法人等が解散した場合にその残余財産の額が国若しくは地方公共団体又は当該業務を主として営む他の公益法人等に帰属する旨が定款等において定められていること、となっている。特に、第1の「相当部分」に関する大蔵省の運用方針は「50%以上であることが必要」としている。このことについては、当庁としても、これまでも大蔵省担当者と協議を行い、漁業公害対策の重要性にかんがみ、弾力的運用を要望して来ているところであるが、現時点（昭和55年度）では大蔵省の方針は変わっていない。

なお、これらの要件を備えた上で、法の適用を受けようとする場合には、農林水産大臣の副申が必要となる。

(3) 国庫補助の考え方について

この種の基金に対して、国庫補助を求める要望もあるが、この点については、次のような考え方もある。

- ① 基本的には、この種の基金に対する助成が国庫補助になじむかどうかということであるが、(1)にあるように、これらの基金の位置づけが、国の行政措置の補完的な機能を果すものとするれば、これらに対して、なんらかの国庫補助を行うことも理由がないことではないと考えられる。しかし、この場合にも、当該補助の目的及び対象は一般的行政措置その他

有効な問題解決の手段がほかに存在しないことが明らかにされ、かつ、国レベルでの対応の必要性が認識されているものに限定されなければならないと考えられる。

したがって、例えば次のような事業を主たる業務として運営されている基金に対しては、一定の国庫補助も可能であると考えられるが、すでに国の補助事業として実施されているものとの調整は当然なされなければならないと考えられる。

ア. 公害等により効用の低下した漁場の生産条件の回復事業

イ. 漁場環境の維持保全に関する事業

ウ. 公害等により生じた漁業被害に対する救済事業

エ. その他漁業公害の防止、漁場環境の保全に資するための調査研究、
広報事業

- ② 国庫補助の形態としては、都道府県が当該基金の基本財産造成のため拠出する場合に当該都道府県に対して行う「基金造成補助」が考えられる。

この場合、国庫補助金の交付に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」の適用を受けることは当然であり、同法に基づく会計検査及び所管省庁による指導監督が前提となる。

したがって、基本財産の運用方法あるいは支出内容等基金の財務処理に関する指導、さらに、残余財産の処分に当たっての国庫補助相当分の国への返還規定の明記等が必要となろう。

問合せ先：漁場保全課指導班

電話 03-502-8111

(内) 5673

VI 雑感 一漁業補償とその配分について一

大津 昭一郎

1. 漁業補償についての問題

漁業補償については巷間いろいろなうわさがとんでおり、その評判もまた余りよいものとはいいがたい。漁業補償については通常営業補償を主として、次いで物権についての補償となるものと理解している。(筆者は法律的な理解力が薄いのでこのあたりのところは目をつぶっていただくことにして)、一般に漁業権の消滅または制限による通常生ずる損失の補償として、①漁業廃止、②漁業休止、③漁業の経営規模縮少の補償、に区分されている。そしてそれぞれの処理の方式が、損失補償基準、細則等において種々算定方式が決められている。

そして電力会社や企業側から一括して漁業補償が支払われることになるのであるが、問題はそこから以後のことである。電力会社、企業側は補償金を支払った段階でそれ以後はノータッチとなる。詳細な算定方式のうえにたつて算定した内容についての公表は一切せず、聴いても詳細について説明をしてくれることがない。また算定方式のうえにプラスアルファとして漁業振興資金を上のせして補償するのが今迄のしきたりであった。しかし、漁業振興資金なるものの性格はあいまいで、バナナの叩き台にのせて一声いくら“まけるのではなく”“上のせ金額”が力関係によって決められることが多かった。いやうちではそんなことは一切御座居ませんというところもあるかも知れないが、そういうタンカのきれる事例は極くわずかで、漁業振興資金が三大道楽の“ノム、ウツ、カウ”にたちまち変ってしまい、漁業ではなく夜の第3次産業振興対策になってしまうことは昭和30年代から40年代にかけて幾多の事例を私達はみてきたことであろうか。

昭和40年代の後半になると幾多の社会病理の発生源としての漁業補償を、これまでの反省として産業振興に資するところが出てきはじめてきたことも事実である。例えば漁業振興対策資金として漁船建造(過剰投資もみられている

が)、魚類及び貝類等の養殖資金、兼業民宿資金、民宿の更に兼業部門として遊魚対策資金等に投資を行っているところが顕著であった。また、家の新改築、自動車の購入等再生産に直接結びつかないところへの支出もかなり多かった。

ここに至るまでの漁業補償についての社会病理発生源とした責任は、企業側・漁業者側の責任及び行政の指導がよろしからず、ということになるのであろうが、企業側としても漁業生産について無知であったこと、金を渡してしまえば後は足れり、という無責任体制であり、また漁業生産＝最盛漁地帯サイドの決定による補償金額の急激な上昇等、相手を知らなすぎたことも事実であろう。電力発電所立地の条件だけを考えすぎた結果ということになる。そこに海に生活している人への認識不足もあり、逆に過疎地のほとんどたいした漁業を行っていないところまでも便乗させて同じような、いや後発の優位性によるものか、更に補償金を上乘せするなど、こうなるとゴネ得以外なものもない。

一方漁業側にもタテマエ論では“祖先の残した海を子孫へ”というスローガンをかかげてはいるものの、本音は補償金の釣りあげにあったといわれても残念ながら認めざるを得なかったのではなかろうか。

さて、かなり厳しい見方をしたが、最近になって過去の反省のもとに漁民は漁業補償にどのような対応をしたらよいのか、という動きも少しずつ出はじめてきている。ここで紹介するのは、(1)千葉県袖ヶ浦LNG発電所の温排水とノリ漁場の事例と、(2)広島県竹原市の芸南火力プロジェクトと8漁協による栽培漁業センター造成の事例である。

(1) 千葉県袖ヶ浦LNG発電所の温排水とノリ漁場の事例は、7年間の調査を踏まえ委員会が56年9月に一つの結論を出している。委員会の構成は、千葉県水産部(県水試ノリ分場)、漁協と東京電力の三者で構成され、牛込漁協、金田漁協地区のノリの生産資料を解析し、56年9月に調査は終了し、9月にノリ漁場恒久対策を樹立することになった。

袖ヶ浦LNG発電所の発電規模は1号機から4号機まで順次大きくなり、

1～3号機までは大きな問題はなかったが、4号機の稼動以降、ノリ漁場に対する影響が大きくなってきた。そこで委員会では調査の結論として、(1)ノリには影響がある。(2)魚・貝類には影響がない、ということで、ノリ養殖経営のあり方を考え「主産地形成と経営の安定化」をその対策とした。そこで、各漁場の特性値を詳細に算出し、現状調査を展開し、漁場の特性値はどう変化するのか、ダウンするのか綿密な資料を泉水試ノリ分場では試算した。この調査は9月に終了後、ただちに引続いて恒久的対策委員会を9月21日に開設し、ハード部門の解析後、ソフト部門の対策ということで、水産部会、環境部会の計画にもとづいて必要な経費は東電の整備基金によって運営され、その対策を年度内にまとめることになっている。

- (2) 広島県竹原市周辺8漁協による栽培センター造成事例；芸南火力プロジェクトがすすめられているなかで竹原市周辺の8漁協では、「近ごろの漁民は魚をとる工夫をしないで補償金をとる研究ばかりしている」という風潮に反発して、金より物で補償してもらった事例である。このように数行で書いてしまうと余り問題がなかったように思われるが、なかには、やはり金の方がよい、漁協間の補償に対する考え方のちがい、運営方針をめぐる意見のちがいなど種々問題は山積したなかで、このような方策を出したところに大きな意義をみつけることができるであろう。各関係者の努力は大変なものであったと推察する次第である。

このことについては、日本経済新聞が57年2月12日付で約1頁にわたる詳細な記事を紹介している。漁業補償方式に新風ということで8漁協が中心となった栽培漁業センターをつくりあげ、金より物でという考え方を大きく評価している。このように「金より物」がめぐりめぐって漁民に還元されることを本来漁民は知っているわけだ。一時金によって得た金を再生産に投資することなく、消費した後のむなしさ、家族の崩壊、部落の急速の解体等々の病理現象を目にしてきた私たちにとって、やっと本来の漁民にめぐりあったという期待が大きく、なんとかこれらの事業が伸びるよう応援したいものである。

2. つぎに、漁協内における補償金の配分について福島県請戸漁協の事例を紹介しながら検討することにしよう。請戸漁協では過去数回にわたって漁業補償をうけている。ここでも御多分にもれず補償金の配分については組合内部でもめて種々問題のあった漁協であった。

過去に福島第1原発立地による漁業権の消滅、影響補償をうけており、この沖合漁場は相双二郡7組合の入会漁場であり、東電でも漁業補償の支払い、安全協定などを結んでいる。

今回紹介する補償事例は、1つは核燃料の運搬船パシフィック・フィッシャー号が3ヶ月にわたって長期係留する補償とコバルト60の使用済燃料等の係留の問題である。共同漁業権入会7組合がコバルト関係に3億円(請戸漁協1.5億円)、長期けい留分5億円(請戸漁協2.25億円)を相双二郡海域の漁業振興基金として運用することにした。

請戸漁協ではコバルト関係の1.5億円では多い人で100万円、少ない人で30万円の配分をうけ、計254人の組合員が補償の対象となった。振興基金の2.25億円については運用委員(理事、監事等19人)を決めて協議し、漁連の指導等もあり、近代化設備資金として信用部の資金として年2%の低利融資を行ったが、自己資金等を定期にして逆ザヤをかせぐものも出てきたので年度末には年3%に修正する計画である。

昭和40年の補償金は、消費、生活資金に使用してしまったときいており、47年、その後の補償についても、他組合では無駄使いがかなりみられたときいている。

請戸漁協の補償金の配分をめぐる検討を時間をかけて行ったのは、47年の富岡地区の福島第2原発立地と広野火力立地時の漁業補償である。7組合35億円のうち、請戸漁協では5.7億円の配分をうけ、沿岸構造改善事業等による産地市場整備、製氷、冷蔵庫の負債及び漁港の整備へ2,000万円(約20%)、漁連と信用漁連への出資金として8,656万円、残りの4億6,344万円の配分をめぐる漁協では充分時間をかけて検討した。他組合での浪費を耳にしており、まず補償金の配分の比較的上手に行われた漁協へ

の視察ということで、九州の玄海町漁協，刈屋漁協へ行つた。わが国における漁業補償の配分が非常によくできているということで勉強しに行つたということである。そこでは、こまかいデータをつくっており、仲買人に対する配慮もあり、配分委員会をつくり、組合員の同意を得たうえで配分を行っている。

その頃請戸漁協でもツカミ勘定であるとかドンブリ勘定配分であるとか、紛争の前歴もあつたのでかなりの批判をうけていた。そこで組合の地域性を加味し、組合員1人1人の審査データを作成し、最終的にはプログラムを作成し、コンピューターを使用して配分表を作つたが、それでも不満があつたようにきいている。金がからむと今迄仲良くやってきた仲間も人間関係がこわれ、種々裁判沙汰になつたり、科学的に公正と思われる配分表を作成したが、なかにはだいぶきつく文句をいう人もいて組合に押かけてくる人々、そのような相剋もあつたが、最後には全員納得してくれたということである。

以下、補償金の配分の方法について紹介すると次の如くである。請戸漁協では、(1)最初に補償金配分委員会を作つた(委員長現組合長)、配分委員43人、漁協の下部組織である船主会(会員45人)から3委員、青年部(60人)3委員、中型船会3委員、小型船会3委員、北部船主会3委員、北洋会3委員、理事会14委員、監事3委員、乗子会3委員、その他5委員の構成であつた。

他地区の配分委員会では、よく見立て割で行われているところがあるが、これは目算勘定であるとか他からの聴取り程度で決定してしまうところも少なくないので、好き嫌いの情的要素の入る余地が大きく、騒動の原因になっている。このようなことを排除して公正を期するため、委員会ではコンピューターの採用を決定した。そして仙台から専門家とプログラマーを要請して配分についてのプログラムを作成した。

そこでプログラムの決定要因として、補償金決定以前5年間の資料を作成した。項目別に100点制をとることにした。そして組合員に対しては一切の権限を白紙委任し、業務をまかせるべく検討の上、ここに決定した。内容

は次のとおりである。

補償額 4,344 万円 = 100 %

1) 漁協出資金割 5 % = 100 点, 1 口 5,000 円, 5,000 円以下切捨

イ) 出資口数割

2) 組合員割 6 % = 100 点

イ) 加入年度

ロ) 正組合員・準組合員の区分

配分にかかわる組合構成員の区分は、漁業に従事する専業者とし正組合員とする。準組合員は正組合員満ばい者の 6 分の 1 とする。

3) 漁業依存度割 44 % = 100 点

イ) 稼動日数 75 点

ロ) 影響度 25 点

稼動日数については、組合の水場台帳の稼動日数及び船主より報告された乗組員に対する稼動日数を厳密に審査のうえ決定する。

わかめ等採介藻の稼動状況・貢献の割合を含めたなかで 1 ランク 10 単位とし、稼動日数の調整をはかった。

一般に、わかめは産地市場には水揚されず庭先売として流通されるが、それをどこで認めるのかが問題となり、ランク付けについても同様であったが、その居住する年寄(世話人)がすることとなった。

影響度については、漁港の構築物、沖まわり等の就業者について割り当てられるようであるが、詳細については不明。

4) 事業度割 35 % = 100 点

イ) 大型船 100 分の 5 (i) 20 HP 以上の大型船

ロ) 中型船 100 分の 3 (ii) 10 HP ~ 12 HP

ハ) 伝馬船 100 分の 2 (iii) 船外機

事業度割については、船体(トン数, 馬力数), 機関, 漁具, 漁網等を考慮して 5 対 3 対 2 の割合で決定する。

事業割に決定するものは 1 組合員, 1 事業である。事業割のなかで 2 号

船の稼働日数の3分の2を依存度割の稼働日数に決定する。

5) 協力度割 10% = 100点

イ) 水揚高 87点

ロ) 組合員以外の乗組員であって現組合員配分の時に組合員資格をもったもの 3点

ハ) 漁協信用部の預金者(組合の常時利用者で且つ組合員であるもの) 10点

協力度割のなかでは、地先沖の漁場以外のところへ出稼に行っているもの、例えば北洋漁業の従事者は組合へ歩金を支払わないので協力度は不明である。組合への歩金を重視している(歩金水揚の5%)。

漁業事業者のなかで水揚高は、船主、乗組員に支払った金額を差引いた額を対象とし、乗組員は船主より支払われた金額をここでは対象にしている。

また、組合員以外の乗組員、但し4~5人は現組合員になっており、その他も後継者であり、また稼働しながらも当時未成年者であったものも現在組合に加入した後継者もその対象とすることを配分委員会で認めた。

預金者については、過去5ヶ年間に1,000円以上の預金を行った組合員であるものを対象とした。

なお、漁業補償の当該期間は昭和43年7月1日より48年7月31日までの5ヶ年に決定している。

以上が請戸漁協の漁業補償の算出内容である。請戸漁協では、現在大型船30隻(20HP以上)、中型船14~15隻、伝馬船40隻の構成である。

漁業補償金の影響について若干ふれてみると、漁港の整備がすすみ、漁船の代船建造が急速に行われた。FRP化し、2~3トン型から4~5トン型の漁船に移行していった。水揚も年々伸びて行ったが、近代的設備の増加が果してこの地域の漁業の発展に寄与することが疑問となったのは逆に資源量が低下する現象がおきており、設備と資源の相関関係のバランスがくずれている。そこで組合では沿岸構造改善事業等によりアワビの魚礁・稚貝放流事

業やホッキ貝の休漁（56年度）による資源量の回復、その他遊魚船を対象とした飼料を凍結して組合事業を行うなど小規模ながら原発立地と漁業の共存を目指しており、その他活魚の蓄養又は取扱いなども行っている。

また、曳縄漁法の串本船団の水揚、イカ釣漁船の水揚等もあり、請戸は2種漁港への昇格も近いということである。小規模漁港地区の請戸の漁業も電源三法を1つの軸に、漁協諸施設、製氷、冷蔵施設、荷捌場、野積場、漁具等、倉庫等に、後背地の造成によって近代化をはかる計画をたてている。

以上、漁業補償金について、かつては紛争という前歴のあった漁協が組合員の良識のもとに新しい発想を展開させていったことは大きく評価できることであると共に、過去数十年にわたって漁業補償は力関係であり、つかみ取りとドンブリ勘定的配分の後、ほとんどの地区では再生産のために使用されることは少なかった反省が最近になって漁業者、企業側によってなされ、新しい補償方式が手さぐりながらも出はじめ、これから幾多の試行錯誤を重ねながらも発展するものと思われる。

ここで、このような気運の出ている折柄、更に漁業補償配分の方法論を検討する必要があるのではなからうか。勿論地域による検討、漁業種類別によっても異なるであろう。過去のデーターを参考として、多くのモデルを作成することによって対象各組合は近似値の方程式を使用するか、若干の修正によって使用するか、方法は充分検討することによって科学的で多くの人々が納得する方式が得られるであろう。私たちが補償が終った時点で組合を尋ねるとほとんど不満が充満し、人々の心がすさんでいるところが見受られ、行政機関の方でもあそこはもめているから今は行かない方がよいという忠告をうけることが多かった。

また、組合員の多数派が数で強引に押しきってしまい、漁業を専業でやるグループもほとんど採介藻に近い人達と同様な扱いしかうけないという悪平等的民主主義も少くないのである。このような弊害をなくし、根拠ある補償金の配分が行われるよう今後とも我々研究者も含めて検討研究する必要があるのではないだろうか。

（高崎経済大学教授）

昭和55年度月別油濁被害額一覧表

(単位：円)

区分	漁業被害		防除・清掃		漁業被害・防除清掃併発		合計	
	件数		件数		件数		件数	
4	1	2,742,553	7	1,254,045.9	—	—	8	2,742,553
5	—	—	2	2,961,900	—	—	2	2,961,900
6	—	—	4	6,761,430	1	3,802,346	5	3,802,346
7	—	—	1	1,833,585	1	1,208,514	2	1,208,514
8	—	—	1	504,450	—	—	1	504,450
9	—	—	1	964,700	—	—	1	964,700
10	2	9,246,335	4	1,935,354	1	1,059,399.0	7	1,984,032.5
11	—	—	7	3,414,485	—	—	7	3,414,485
12	—	—	6	4,987,995	1	7,256,691	7	7,256,691
1	1	6,194,347.6	4	990,870	3	5,836,041.8	8	1,203,038.94
2	1	1,950,899	4	5,988,460	—	—	5	1,950,899
3	2	2,376,011.2	8	20,066,230	—	—	10	2,376,011.2
計	7	1,096,433.75	49	62,949,918	7	8,122,195.9	63	1,908,653.34
								2,066,230
								8,503,088.3

図 2 : 原因者不明の油濁による漁業被害図

— 昭和 5 3 ~ 5 5 年 —

• 1 件 (大小は無関係)

